

新型コロナウイルスへの対応について（改訂11）

2020年5月15日
ユアサ工機株式会社
代表取締役 湯浅博文

政府は5月14日に「緊急事態宣言」を特定警戒都道府県を含めた39県に対しては「解除」を発表しました。岡山県も解除となりましたが、ウイルスが消滅した訳ではありません。政府もこれからはウイルスとの長い戦いになるとのことで「新しい生活様式」を引き続き実施し、3密の回避など一人一人にこれまでと同様の対策協力を求めています。当社としてもなお一層気を引き締め、コロナ感染予防に行動していきますのでご協力をお願いいたします

「▼」マークが今回変更・追加箇所です

- ▼1.出張の可否（海外・国内とも）
 - ▼①海外出張：当面の間「**禁止**」とする
 - ▼②国内出張
 - ・東京支店/大阪営業所 緊急事態宣言が解除されるまでは「**禁止**」
 - ・岡山本社/御津 出張は「**許可**」しますが「**車**」での移動を原則とし、公共交通機関は使用しないことただし、できる限り「WEB会議」などを利用し、人との接触を避ける努力をすること。
- ▼2.外部からの来客について
外部からの不要不急の来客（定期訪問、商品PR、挨拶など）については当面原則「**禁止**」とする
お客様からの**要請があってやむを得ない場合は「マスク着用」**で対応することを義務化する
- 3.「在宅勤務」「自宅待機」の延長
5月31日（日）までは東京支店及び大阪営業所において「在宅勤務」・「自宅待機」とし、原則「出社禁止」とする
- 4.「公共交通機関」での通勤者への対応
緊急事態宣言下の**5月31日（日）までは公共交通機関（電車、バス等）での通勤を禁止**し、公共交通機関を使用しての通勤者については、混雑を避けるため**7時から9時までの時差出勤を認める**
- 5. 大人数が集まる会議や行事等への参加
大人数が集まる「会食」「飲み会」「懇親会」「セミナー」「合同会議」などの濃厚接触の恐れのある会合への出席は「**禁止**」
やむを得ない場合は上長に相談の上、必ず社長承認を得ること。
- 6.社員に感染者が出たときの対応
 - ①風邪の症状や発熱のある場合は出社せず、休む。
感染していることが確認された場合はもちろん、普通の風邪等の診断を受けた場合でも状況を会社に必ず連絡のこと
連絡先 総務 為西 086-241-2592 携帯 080-9690-4733
 - ②家族に熱が4日以上続いた場合も必ず会社に連絡し、事後の対応は会社の判断に従うこと。
 - ③症状が治まった場合でも必ず会社に状況連絡し、出社の可否の判断を会社に仰ぐこと。**勝手に出社しないように。**
- ▼7.「新しい生活様式」への対応
3密を避けるため昼食については、弁当を持参している事務所の人は「事務所」で食事すること
また食堂利用については横並びに摂るなど**対面で食事をするこのないように。**
- ▼8. サービスチームの対応
別紙参照
- ▼9. 事務所勤務の方の**マスク着用**の徹底
事務所勤務の方は、**5月31日（日）までは勤務中は「マスク」**を着用するとする。
会議や打合せ際は事務所以外の方でも参加する方は5月31日（日）まではできるだけマスクを着用のこと。
ただしいずれも息苦しさを覚えた場合は外してもよい
- ▼10. 部屋の換気の徹底
全社にて事務所、食堂、会議室等 窓のある所は「換気」のため窓を開けることを実施します。
全員**この対策に対応できる服装**で出勤すること。

本通達は正社員だけでなく「嘱託」「パート」「実習生」「派遣社員」にも適用する
各所属する課長が状況把握すること

湯浅博文